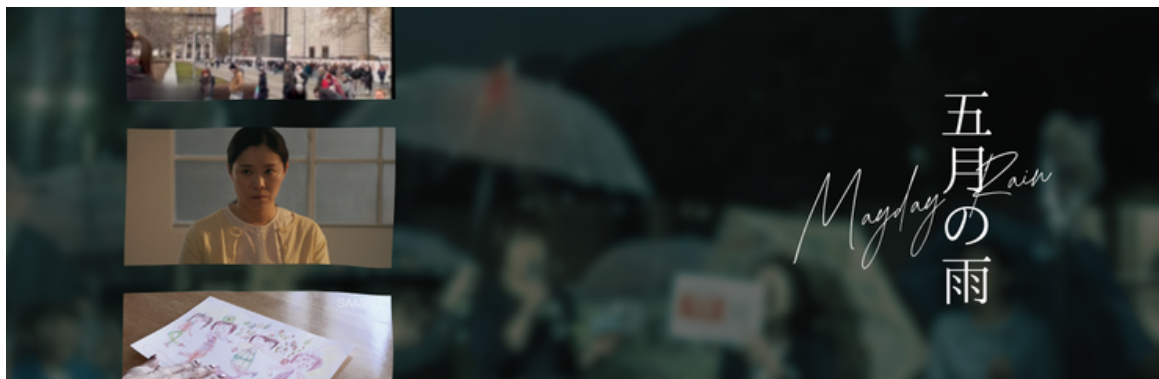


離婚後共同親権を考える映画を上映する



父母が離婚した子どもが毎年約15-20万人という時代です。

離婚後共同親権は、離婚当事者・支援者はもちろんのこと、教育・医療機関・行政など、子どもにかかわる仕事に携わる方々にとっても大きく影響があります。

DVや虐待は、殴る・蹴るだけではありません。

精神的DV・モラルハラスメントの被害を訴える方がたくさんいますが、社会の理解・支援は十分といえるのでしょうか。

DVや虐待に苦しむ未来の被害者を減らし、個人の尊厳が守られる社会になるために、そうした暴力について理解ある人たちを増やす必要があります。

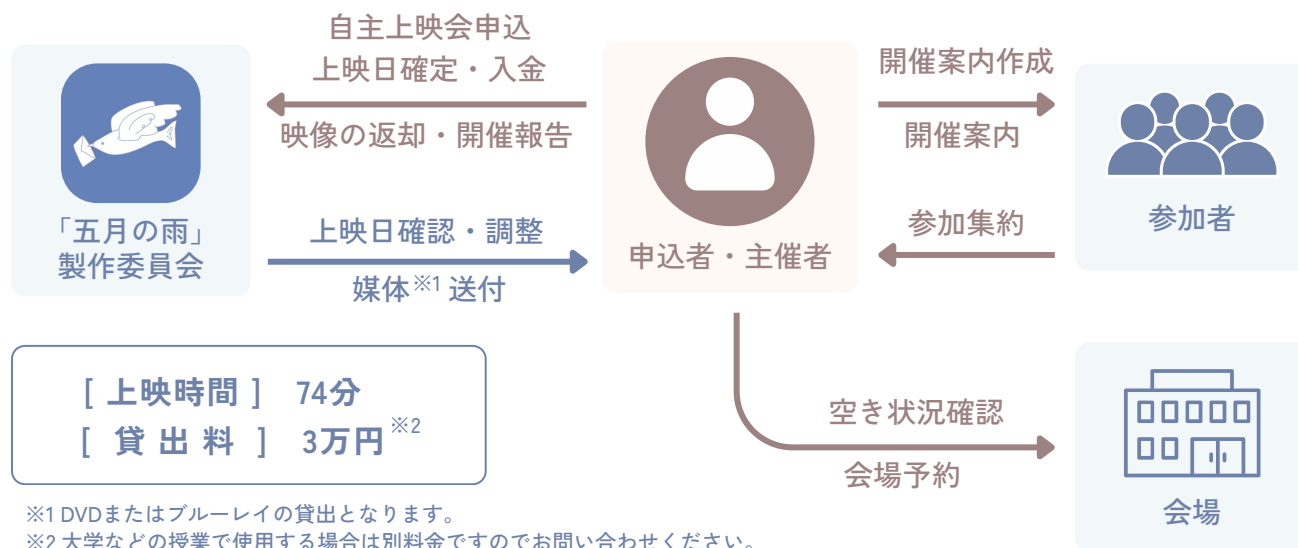
「五月の雨」の自主上映会を通じて、この問題に関心がある人、被害者を守ってくれる人を増やしていただけないでしょうか。

❗ この映画は、DVの描写・DV事件の取材などが含まれています。



ちょっと待って共同親権ネットワーク
「五月の雨」製作委員会

「五月の雨」 自主上映会 実施の流れ



- ・こちらの「主催者向けご案内」をお読みいただき、右の申し込みフォームに必要事項を入力・送信してください。上映会の実施候補日が複数あると助かります。
→製作委員会とメールにて上映日の調整をします。
製作委員会では、媒体の貸し出し可能日を確認します。

申し込みフォーム



<https://forms.gle/PGuALS1SumbYSGC69>

- ・上映日の調整ができれば、上映会場を予約してください。上映機材は主催者にてご準備ください。
- ・上映日が確定したら製作委員会より受付完了メールを送ります。貸出料の支払方法と支払期限についてご案内しますので期日までにお支払いください。
→製作委員会で入金を確認後、上映日の10日前までに媒体を発送します。期日までにお支払いがない場合は予約を取り消すことがあります。
- ・参加者向けの開催案内を作成してください。開催案内・ポスターのデータは無料でご提供します。完成した開催案内は製作委員会にもデータでお送りください。印刷代は主催者でご負担ください。
- ・参加者に開催案内、参加集約をしてください。
参加申し込みフォームなどは主催者にてご用意ください。
- ・映画の媒体が届いたら、事前に当日お使いになる機材で映像のチェックをしてください。問題があれば製作委員会までご連絡ください。
- ・自主上映会が終わりましたら媒体の返却と開催報告の送付をお願いします。
初回上映日の1週間後までに発送してください。
返却期日を過ぎた場合は延長料をいただきます。

※詳しくは次のページをご覧ください。

「五月の雨」 自主上映会 ご注意②

自主上映会の参加者への注意事項

・主催者から参加者に次のことをご案内してください。

- ・この映画は、DVの描写・DV事件の取材などが含まれています。
心身の不調など感じた場合は退席していただいて構いません。
- ・配信画面の写真撮影、動画撮影、録音行為はいかなる場合でも禁止いたします。

自主上映会の参加費について

・自主上映会の参加費の設定は主催者にお任せしております。

自主上映会の実施例

・映画を観たあと、「離婚後共同親権で私たちの未来はどうなるのか」を考えていただけるような企画をおすすめします。

<例 1>

- ・映画上映 74分
- ・感想の共有など 30分程度

<例 2>

- ・映画上映 74分
- ・講師による共同親権の学習会や
トークイベント 30分程度

※学習会の講師やトークイベントの登壇者の派遣もご相談に応じます。
その場合は日程調整にお時間いただきます。料金のご相談となります。

広報・宣伝物について

- ・開催案内・ポスターのデータを無料でご提供します。
- ・印刷代は主催者にてご負担ください。

著作権について

- ・「五月の雨」は、出演者の肖像権、ナレーター・音楽著作権を含む著作物です。
- ・撮影・録音・録画ならびに、映像データのコピーや改変を一切禁止しております。
- ・自主上映会の撮影は「映画館での盗撮」と同じ「著作権法違反」となります。

ご不明な点等ございましたら「五月の雨」製作委員会までお問い合わせください。

